

所有権以外の権利の信託の登記

所有権である相続財産の分離の登記

所有権以外の権利である相続財産の分離の登記

千分の一

千分の二

千分の一

第十七条の二の見出しを「(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)」に改め、同条

中「農事組合法人」を「事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人」に改める。

第三十一条第三項中「にあつては財務省令で定める書類とし、「を「又は」に改める。

別表第一第一号(一)中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(二)イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(二)ロを削り、同号(二)ハ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(二)ハを同号(一)ロとし、同号(二)ニ中「千分の五十」を「千分の二十」に改め、同号(二)ニを同号(一)ハとし、同号(三)イ中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同号(三)ロ及びハ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号(三)ニ中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同号(七)イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(七)ロ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号(八)イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(八)ロ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号(九)を次のように改める。

イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記

不動産の価額
千分の一

ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

千分の一

(1) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

不動産の価額
千分の一

(2) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

不動産の価額
千分の一

(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

不動産の価額
千分の一

ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全

千分の一

のための仮登記

(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
二 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(1) 所有权の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
(2) 所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
不動産の価額	不動産の価額	千分の一
千分の一	千分の一	千分の一

の保全のための仮登記

亦 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮

登記

(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮

登記

(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全

のための仮登記

へ その他の仮登記

別表第一第二十二号(中 「又は第七百五十七条」を削る。

別表第二中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項及び帝都高速度交通営団の項を削り、「として」を「のうち」に改め、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日

不動産の価額 千分の一	不動産の価額 千分の二
不動産の個数 一個につき 千円	

本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第三中三の項を削り、三の二の項を三の項とし、八の項を削り、九の項を八の項とし、九の二の項を九の項とし、九の三の項を削り、十九の項を次のように改める。

十九 削除

別表第三中十九の項の次に次のように加える。

十九の二 独立行政法 人（別表第二に掲げ るもの）を除き、國又 は地方公共団体以外 の者に対し、利益又 は剩余金の分配その 別法	独立行政法人 通則法及び同 法第一条第一 項（目的等）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又 は当該建物の敷地の用に供する土地の 権利の取得登記 二 独立行政法人通則法第一条第一項に 規定する個別法の規定による業務のた めの別表第一の第一号から第十八号ま で定める書類の
--	--------------------------------------	---

他これらに類する金

錢の分配を行わない

もののうち財務大臣

が指定したものに限

る。)

別表第三中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十二の二の項を二十二の項とし、二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 農業共済組合及び農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十一年法律第二百八十五号）	農業災害補償法（昭和二十一年法律第二百八十五号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号
			二 農業災害補償法第九十八条の二（損害認定の準則）（同法第二百三十二条第一項（準用規定）において準用する場	記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の

でに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したものに限る。

添付があるもの

合を含む。) の規定による損害の額の添付があるもの

認定の業務の用に供する建物の所有権に限る。

の取得登記又は当該施設の用に供する

土地の権利の取得登記

別表第二中二十五の項を削り、二十六の項を二十五の項とする。

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「三千万円」を「千万円」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「三千万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「出資金額の百分の五十以上」を「出資金額(その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額」に、「三千万円」を「千万円」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「三千万円」を「千万円」に改める。

第十四条第一項中「又は同法」を「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める。

第十九条第一項第一号中「第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同項第二号中「第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同項第三号中「短縮する」を「三月」との期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月との期間に変更する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第一号に定める期間を一月との期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月との期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日以後一月ごとに区分した各期間

第十九条第一項第四号中「短縮する」を「三月」との期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更する」に改め、同項に次の一号を加える。

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月末満の

期間を生じたときは、その一月末満の期間)

第十九条第二項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に、「個人事業者にあつては提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間を、法人にあつては提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けていない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 二 前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 三 前項第三号の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第三号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 四 前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合

間

提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

第十九条第三項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の一月一日までの期間

二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月」とに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度

開始の日からその事業年度の一月」とに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間

5 第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から一年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の一の規定の適用を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定める日）以後でなければ、同項第三号から第四号の一までの規定による届出書（変更に係るものに限る。）又は第三項の届出書を提出することができない。

第三十七条第一項中「二億円」を「五千万円」に改める。

第四十二条第一項中「又は第四号」を「から第四号の一まで」に改め、「課税期間を除く。」の下に「第四項において同じ。」を加え、「三月を経過した日から一月以内に、」を「一月」とに区分した各期間（最後に一月末満の期間を生じたときはその一月末満の期間とし、当該一月」とに区分された各期間の

うち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。)につき、当該一月中間申告対象期間の末日の翌日(当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から一月を経過した日)から二月以内に、それぞれ」に、「百万円以下である場合」を「四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間について」に改め、同項第一号中「当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日」を「次に掲げる一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞれ次に定める日(次項第一号において「確定日」という。)」に、「除し、これに三)を乗じて」を「除して」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該課税期間開始の日から同日以後二月を経過した日の前日までの間に終了した一月中間申告対象期間 当該課税期間開始の日から二月を経過した日の前日(当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該確定申告書の提出期限とみなされる日)

ロ イ以外の一月中間申告対象期間 当該一月中間申告対象期間の末日

第四十二条第一項第一号中「課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日」を「一月中間申告対象期

間に係る確定日」に改め、「に三を乗じた数」を削り、同項第一号中「同日以後三月を経過した日の前日」を「当該一月中間申告対象期間の末日」に、「除し、これにその合併の日から当該三月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて」を「除して」に改め、同条第三項中「除し、これに三を乗じて」を「除して」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 事業者は、その課税期間開始の日以後三月とに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときはその三月末満の期間とし、当該三月とに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項において「三月中間申告対象期間」という。）につき、当該三月中間申告対象期間の末日の翌日から一月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、

第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したもの当該直前の課税期間の月数で除し、これ

に三を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該三月中間申告対象期間の末日までの期間の月数（当該月数が三を超えるときは、三）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

第四十二条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者、第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしている事業者及び第一項又は第四項の規定による申告書を提出すべき事業者を除く。）」を削り、「六月を経過した日

から」を「六月の期間（以下この項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から」に改め、「場合」の下に「又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべき」の規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間について」を加え、同項第一号中「課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日」を「六月中間申告対象期間の末日」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに六を乗じ

て」と読み替えるものとする。

第四十二条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とする。

第四十三条第一項中「第六項又は第八項」を「又は第六項」に、「事業者が中間申告対象期間を」を「事業者がこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間、三月中間申告対象期間又は六月中間申告対象期間（以下この項において「中間申告対象期間」という。）を」に、「第六項各号又は第八項各号」を「又は第六項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項に規定する」を「前項に規定する」に、「第六項又は第八項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条中「第六項各号又は第八項各号」を「又は第六項各号」に改める。

第四十八条中「第六項第一号又は第八項第一号」を「又は第六項第一号」に改める。

第五十七条第一項中「三千万円」を「千万円」に改める。

第五十九条第一号及び第六十条第八項中「第六項若しくは第八項」を「若しくは第六項」に改める。

第五章中第六十三条の次に次の一条を加える。

(価格の表示)

第六十三条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

第六十五条中「第六項又は第八項」を「又は第六項」に改める。

別表第三第一号の表中宇宙開発事業団の項、運輸施設整備事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項並びに空港周辺整備機構の項を削り、健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

—年法律第百十七号)

別表第三第一号の表中國際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国際交流基金の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項、社会福祉・医療事業団の項、新エネルギー・産業技術総合開発機構の項及び心身障害者福祉協会の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	

別表第三第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項、通信・放送機構の項、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本障害者雇用促進協会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、平和祈念事業特別基金

の項、放送大学学園の項、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項、野菜供給安定基金の項及び労働福祉事業団の項を削る。

(酒税法の一部改正)

第七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえないもの」を「超えないもの」に改め、同条第六号中「左に」を「次に」に改め、同条第七号中「左に」を「次に」に、「米その他の政令で定める物品」を「麦その他の政令で定める物品」に、「しかし」を「ただし」に、「こえないもの」を「超えないもの」に改め、同条第十号及び第十一号中「麦芽」を「麦芽又は麦」に、「発ぼう性」を「発泡性」に改める。

第四条第一項中「掲げるもの」を「定めるもの」に改め、同項の表雜酒の項中「麦芽」を「麦芽又は麦」に改める。

第二十二条第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「七万九千三百円」を「九万四千六百円」に、「五千二百九十円」を「六千三百七円」に、「四万二千一百七十円」を「五万四百五

十一円」に改め、同項第六号イ中「五万六千五百円」を「七万四百七十二円」に改め、同号ロ中「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に、「八千二百二十円」を「八千六百四十四円」に改め、同項第十号イ中「百分の六十七」を「百分の五十」に、「十五万二千七百円」を「十七万八千百二十五円」に、「八万三千三百円」を「十三万四千二百五十円」に改め、同号ハ中「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に、「八千一百二十円」を「八千六百四十四円」に改め、同条第二項の表基準税率の欄中「五六万六千五百円」を「七万四百七十二円」に、「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に改める。

第三十条第三項中「移出したとき」の下に「又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」を、「当該移出の日」の下に「又は当該使用の日」を加える。

第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで 削除

第四十七条第一項中「及び休止、製造見込数量」を「休止及び終了」に改め、同条第二項中「毎月分」を「その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間（以下この項において「その年度」と